

田野小学校いじめ防止基本方針

平成30年8月改訂版

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のため、市・国・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。平成30年3月に「宮崎市いじめ防止基本方針」が改訂されたことを受け、「田野小学校いじめ防止基本方針」も改訂しました。

「宮崎市いじめ防止基本方針」の改訂では、「宮崎市いじめ防止対策委員会」が平成29年10月27日に答申した『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』が反映されており、「田野小学校いじめ防止基本方針」の改訂においても同じように反映させることにしました。

「宮崎市いじめ防止対策委員会」からの『小中学校のいじめの防止等に向けた10の提言』（項目のみ抜粋）

- ① いじめの発見
～ アンケートの内容及び方法の工夫～
- ② 表出したいじめへの対応
～ 組織的できめ細かな対応～
- ③ 表出していないいじめへの対応
～ 教職員の認識の強化・自他のつらさに対する援助希求的態度の育成～
- ④ 児童のいじめに対する認識の促進
～ 児童に対する「学校いじめ防止基本方針」の内容周知～
- ⑤ いじめ防止に関する学校全体での取組
～ 児童の主体的な取組の充実～
- ⑥ 対人関係能力と態度の育成
～ 全教育活動を通じた計画的な実践～
- ⑦ 居心地のよい学級集団づくり
～ 諸調査の活用による児童や学級集団の状況把握～
- ⑧ 保護者との連携
～ 学校と家庭の双方向による情報の共有～
- ⑨ 小中一貫した情報の共有
～ 記録に基づく児童への対応～
- ⑩ いじめの解消の判断
～ 組織的・継続的ないじめの解消の見届け～

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係¹にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するようにします。ただし、このことは、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ不登校対策委員会等」という。）を活用して行います。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとします。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行います。
- (3) いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も行います。

(4) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要となるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることになります。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要です。

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行います。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を、発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養います。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにします。さらに全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを推進します。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めます。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める必要があります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していきます。
- ② 保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要があります。
- ③ 学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談、窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ります。

(3) いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を進めます。

さらに、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに組織的に対応していきます。

(4) 家庭や地域との連携

学校は、PTAや学校関係者評価委員、地域の団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭や地域と連携した対策を推進します。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

教育相談の実施に当たっては、例えば、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局などの相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校や市教育委員会が、関係機関と連携することも重要です。また、いじめを行った児童に対して、学校や市教育委員会の教育上の指導によっても十分な効果が得られない場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携した指導を行います。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校の校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努めます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

① 市の基本方針及び国、県の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

② 学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめの加害者への支援につながる。

③ 策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにします。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

① 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会等」を活用します。当組織は法において「当該学校の複数の教職員」等により構成されるとされていますが、このことについては、組織的対応の中核として機能するような構成を、学校の実情に応じて決定します。

② 学校が、当組織の運営のために心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加が必要と判断するときは、市教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受けることとします。

③ 当組織は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とします。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て当組織に報告・相談し、複数の目による状況の見立てを行うこととします。

④ いじめ不登校対策委員会等がいじめ対策において果たす役割は、次に掲げるものです。

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・ いじめの防止等の対策を検討するに当たり、児童生徒の意見を積極的に取り入れるため児童会・生徒会との会合を企画する役割

- ⑤ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、当組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施します。
- ⑥ いじめの早期発見のために、当組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるように努めます。
- ⑦ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、当組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応します。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

市教育委員会及び学校は、国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たります。

① いじめの未然防止

ア いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、年3回実施しているいじめ根絶週間等を活用し、全ての児童を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、児童が主体となり、いじめの根絶や命の大切さを呼びかける活動、児童同士が悩みを相談し合う活動、学校や学級のいじめの問題について教職員と児童が語り合う場を設ける等、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。（提言⑤）

イ 児童自身がいじめに対する理解や意識を高めることができるようにするため、学校基本方針を児童に分かりやすく提示し、内容の周知を図るよう努めます。なお、その際には、いじめの定義である「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」という点を十分に理解させるなど、どういった行為がいじめに該当するのかについて理解を深めます。（提言④）

ウ 未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めます。さらに児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり、一人一人の児童にとって居心地のよい学級集団づくりに努めます。このために、各教科等の授業において、互いの考えを伝え合う活動を行うなど、全ての教育活動におい

て意図的にコミュニケーション能力の育成などに努めます。(提言⑥)

エ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

② いじめの早期発見

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

イ 教職員は、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やSOSなどのサインを見逃さないよう常に状況を把握し、教職員間の情報共有に努めます。

ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合があります。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。更に、被害児童自身が、自分の悩みやつらさを友達や保護者、地域住民等の大人に伝えるなど、一人で悩みを抱え込むことなく、適切に他に助けを求めることのできる態度(援助希求的態度)の育成に努めます。

エ アンケートについては、児童の内面を引き出し、いじめやいじめにつながるわずかな情報でも収集できるよう、設問内容や頻度、実施者、実施場所、さらに実施時期(行事の前後等)など常に見直しを図り、工夫・改善に努めます。また、自分自身のいじめや悩み等に関する問いのみだけでなく、他の児童の状況についても記述できる問いを設けるなどの工夫にも努めます。(提言①③)

オ 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員等が対応できる体制の構築に努めます。

カ 児童個々の学級生活への満足感や友人・教師との関係を質問紙等によって把握する調査を活用する等により、児童相互の絆づくりや、学校・学級での居場所づくりに向けた学校の取組を評価するとともに、児童一人一人の置かれている状況を把握し、いじめの早期発見ができるよう努めます。また、いじめの早期発見のみならず、児童相互の絆づくりや、学校・学級での居場所づくりにつながられるよう、調査結果の分析・活用に係る研修を実施し、効果的な活用が図られよう努めます。

(提言⑦)

③ いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通します。

イ 児童からの相談において、児童からのSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。(提言②)

ウ 認知されたいじめについては、教職員がいじめではなく、友人間のトラブルである、またはささいないじめであると判断したものであっても、被害・加害児童の保護者に対しての連絡を確実に、

適時、適切な方法で行うよう努めます。

エ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮します。

オ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たすようにします。(提言⑧)

カ 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておくこととします。この記録については各学校における教職員間の情報の共有のみならず、小学校から中学校への引継ぎの際にも、必要に応じて活用を図るなど、小中一貫した情報の共有に努めます。(提言⑨)

キ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校におけるいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

ク 指導後の見届けについても、学級担任など特定の教職員だけでなく、当組織など、複数の教職員により、継続的に声かけを行う等により、いじめの解消の判断につなげるとともに、被害児童及びその保護者に安心感を与えられるよう努めます。(提言⑩)

④ インターネット上のいじめへの対策

児童及びその保護者に対し、インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などにより、拡散した情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることなどを理解させるよう努めます。

その他、児童及びその保護者が、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、特別活動などを通じて情報モラル教育等の指導の充実を図ります。

また、PTA総会や懇談会、各種研修会等を活用して啓発活動を行うとともに警察の実施する非行防止教室等の積極的な活用を図るなど、関係機関と連携した取組を推進します。

2 重大事態への対処

いじめによる重大事態が発生した場合、市及び市教育委員会、学校は、いじめ防止対策推進法及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、いじめの被害者等に寄り添うとともに、いじめの事実と真摯に向き合い、事実の徹底した調査等に基づき同種の事案の再発防止を図ります。

(1) 市教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校は、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たります。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告します。

イ 調査の趣旨及び調査主体について

- ・ 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。
- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- ・ 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合が考えられますが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を実施します。
- ・ 市教育委員会は、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

ウ 調査を行うための組織について

- ・ 市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けます。
- ・ 学校の重大事態について市教育委員会が調査を行うときは、「宮崎市いじめ防止対策委員会」を調査を行うための組織として活用します。
- ・ 学校が調査の主体となる場合、いじめ不登校対策委員会等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応します。
- ・ 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行うものです。
- ・ 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとします。
- ・ 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- ・ 当該調査を実りあるものにするために、市教育委員会及び学校は、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行います。
- ・ 市教育委員会又は学校は、「宮崎市いじめ防止対策委員会」等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

【調査について】

〈いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合〉

- いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

- 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を抑止します。
- いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。
- 聴き取り調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たります。

〈いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合〉

- 児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。
- 調査は、原則として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの方法により行います。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。
- この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童の自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省・児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とします。
 - ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
 - ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。
 - ・ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で調査を行います。
 - ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
 - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。

- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めるよう留意します。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行います。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、遺族の心情に配慮すること、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にします。

オ その他の留意事項

- ・ 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではありません。
- ・ 事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合があります。例えば、学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての他の学校への転学等の措置を行うことができるよう、市教育委員会が学校間の連携を図る等の措置を行います。
- ・ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。
- ・ これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないよう留意します。
- ・ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校

生やその保護者に説明する等の措置をとります。

- ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。

イ 調査結果の報告

- ・ 調査結果については、市長に報告します。
- ・ 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付することとします。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

ア 上記の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行います。

イ 当該再調査は、専門的な知識又は経験を有する第三者等により構成された、市長部局の附属機関である「宮崎市いじめ問題再調査委員会」により行います。

ウ 再調査についても、市教育委員会又は学校等による調査同様、市長は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

イ 上記の「必要な措置」としては、市教育委員会においては、例えば、指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を検討するものとし、市長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討します。

ウ 再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告します。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮をします。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 市は、国及び県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- 2 市は、市内の小中学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表します。